

## <貨物自動車運送事業向け働き方改革関連法に関する説明会のご案内>

### 【説明会内容】

1. 貨物自動車運送事業における時間外労働の上限規制について
2. 職場におけるハラスメント防止対策について
3. 各種助成金・年収の壁対策について

### 【開催日・開始時間・場所】

【開催日】 令和6年3月1日（金）

【開催時間】 14:00～16:30

【対象者】 人事労務担当者・管理者など

【場所】 鳥取市総合福祉センター第4会議室  
（鳥取県鳥取市富安2丁目104-1 高齢者福祉センター2階）

【定員】 40名

【主催者】 株式会社東京リーガルマインド（厚生労働省委託事業）

【お問い合わせ先】 0800-222-3029（平日9:00～17:00）

説明会の所要時間は**2時間30分**となります。

当日の受付は開始時間の30分前より行います。

原則、会場が定員に達した場合を除き、申込に対する返信等のご連絡はさせていただいておりませんので、ご了承ください。なお、本説明会は不参加により、何らの不利益を伴うものではありません。

また、マスクの着用は原則任意ですが、状況により変更される場合があることから、マスクをご持参ください。

資料は当日配布いたします。

なお、施設の利用上、出席された方の氏名及び連絡先をご記入いただく場合がありますので、予めご承知おきください。

### 【申し込み方法】 事前予約制（先着順、定員約40名）

下記 URL にアクセスの上、専用申し込みフォームにてお申し込みください。

申し込み締切日は令和6年2月29日です。

<https://www.jougenkisei.com>



### 【ご質問・お問合せ先】

株式会社東京リーガルマインド 公共事業本部  
『時間外労働の上限規制に関する説明会』事務局  
電話：0800-222-3029（平日9:00～17:00）  
E-mail [36kyoutei@lec.co.jp](mailto:36kyoutei@lec.co.jp)

・鳥取労働局監督課 電話 0857-29-1703

貨物自動車運送事業向け働き方改革関連法に関する説明会  
～令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されます～

日時：令和6年3月1日  
会場：鳥取市総合福祉センター第4会議室  
(高齢者福祉センター)

次 第

- |   |  |             |
|---|--|-------------|
| 1 | ガイダンス                                    | 14:00       |
| 2 | 貨物自動車運送事業における時間外労働の上限規制について              | 14:05～15:05 |
|   | (1) 36協定の届出手続等                           |             |
|   | (2) 改正された改善基準告示について                      |             |
|   | (3) 改善基準告示Q&A                            |             |
|   | <u>鳥取労働基準監督署 第三方面主任監督官 山田和広</u>          |             |
| 3 | 休憩                                       | 15:05～15:15 |
| 4 | 職場におけるハラスメント防止対策について                     | 15:15～15:40 |
|   | <u>鳥取労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官 谷原和美</u> |             |
| 5 | 各種助成金・年収の壁対策について                         | 15:40～16:10 |
|   | <u>働き方改革サポートオフィス鳥取 社会保険労務士 安養寺道正</u>     |             |
| 6 | 質疑応答、アンケート説明と記入                          | 16:10～      |